

この度は、弊社の本ソフトウェア（次頁の利用許諾契約書第1条にて定義）をご採用くださりありがとうございます。
本ソフトウェアをお客様のコンピュータ等において利用する前に、次頁以降の「利用許諾契約書」（以下「本契約」といいます。）を必ずお読みください。

「同意します」ボタンをクリックすることにより、又は本ソフトウェアの全部若しくは一部をダウンロードし、インストールし、アクセスし、若しくは他の方法で複製若しくは使用することにより、(a) お客様はそれを行うことを許可した団体（例えば、雇用主）を代表して本契約を受諾し、それにより当該団体が本契約により法的に拘束されることを承諾したことになり、仮に、お客様に許可するかかる団体が存在しない場合にはお客様が自身のために本契約を受諾し、それによりお客様が本契約により法的に拘束されることを承諾したことになり、かつ、(b) お客様はかかる団体（存在する場合）を代表して又はお客様自身のために行動し当該団体又は自身を拘束する権利、権能及び権限を有することを表明しかつ保証したことになります。加えて、合意署名した書面による契約書と同様に、本契約がお客様と弊社との間において強制力を持つものであることに同意するものとします。

お客様が本契約に規定する契約条件に同意しない場合、或はお客様がかかる団体を代表して又は団体が存在しない場合には個人としてお客様自身のために行動しお客様を拘束する権利、権能及び権限をもっていない場合には、「同意します」ボタンをクリックせず、かつ、本ソフトウェアの全部若しくは一部をダウンロードし、インストールし、アクセスし、若しくは他の方法で複製又は使用しないでください。本ソフトウェアは本契約により利用許諾されるものであり、お客様に対して販売・譲渡するものではありません。弊社は、お客様が本契約に従う場合にのみ、本ソフトウェアプログラムをダウンロードし、インストールし、アクセスし、又は他の方法で複製又は使用することをお客様に許諾します。

本契約にご同意いただけない場合、弊社は、お客様に本ソフトウェアのご利用を許諾することはできません。

本契約にご同意いただけない場合には、お客様がダウンロードした本ソフトウェアを含む全てのファイルを速やかに破棄してください。

本ソフトウェアに関する内容、ご不明な点又はご質問等ございましたら、弊社下記連絡先までご連絡ください。

なお、本契約の適用にあたり、本契約所定の内容に加え、以下のとおり、用語を定義します。

(1) 本 L S I

RZ/A1 グループ マイクロプロセッサ／RZ/A2M グループ マイクロプロセッサ

(2) 本ドライバ

RGA (Renesas Graphics Architecture) (R01AN4455)

なお、RGA (Renesas Graphics Architecture) ドライバには、TES Electronics Solutions GmbH 製 D/AVE 2D Driver ソースプログラムが含まれています。D/AVE 2D Driver は、RZ/A2M グループに搭載されている DRW の専用ドライバです。D/AVE 2D Driver は、本パッケージ解凍後の以下のフォルダに格納されています。

```
graphics_rga_sample¥rza2m_graphics_sample¥generate¥sc_drivers¥r_rga¥src¥driver
graphics_rga_sample¥rza2m_graphics_sample¥generate¥sc_drivers¥r_rga¥src¥driver_l
```

(3) 本サンプルプログラム

RGA Tutorial (R01AN4491)

(4) 本プログラム

本プログラムの製品名、型名は以下のとおりとします

製品名：RZ/A2M Group Graphics RGA Package

(1) 本 L S I

RZ/A1 グループ マイクロプロセッサ/RZ/A2M グループ マイクロプロセッサ

型名: R01AN4606

※連絡先

ルネサス エレクトロニクス株式会社

カスタマーサポートサービス窓口: <https://www.renesas.com/ja-jp/support/contact.html>

※上記ページからお問い合わせ入力フォームへお進みください。

利用許諾契約書

(クリックオン形式/無償/ソースコード提供/量産目的)

ルネサスエレクトロニクス株式会社 (以下「甲」という。) とお客様 (お客様が代表して本契約を締結しようとする団体、又はそのような団体がいない場合には個人当事者としてのお客様をいい、以下「乙」という。) とは、第 1 条所定の本ソフトウェアの利用条件につき、次のとおり契約を締結するものとする。

第 1 条 (定義)

本契約において、次に掲げる用語の意義は当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 「本 LSI」とは、表紙(1)記載の甲製 LSI をいう。
- (2) 「本ドライバ」とは、本 LSI と動作するために必要な表紙(2)記載のドライバをいう。
- (3) 「本サンプルプログラム」とは、表紙(3)記載のサンプルプログラムをいう。
- (4) 「本プログラム」とは、本ドライバ及び本サンプルプログラムを総称したものをいい、表紙(4)記載の型名を有する。
- (5) 「本資料」とは、本プログラムに関する資料をいう。
- (6) 「本ソフトウェア」とは、本プログラム及び本資料を総称していう。
- (7) 「対象ハードウェア製品」とは、本 LSI を組み込んだ乙の製品をいう。
- (8) 「子会社」とは、甲が総株主の議決権の過半数を直接又は間接に保有する会社をいう。
- (9) 「オープンソースソフトウェア」とは、ソフトウェアの利用条件として、第三者へソフトウェア (改変物等の派生ソフトウェアを含む。) の開示、頒布等特定の行為を行う者が、当該行為を行う際、ソフトウェアのソースコードを当該第三者に開示する等の義務を負うライセンス形式のソフトウェア (GPL (GNU general public license)を含むが、それに限らない。) をいう。
なお、本号における「第三者」は、開示、頒布等を行う者から直接又は間接的に開示、頒布等を受ける全ての者を指す。

第 2 条 (利用の範囲)

甲は、乙が本契約の各条項を遵守することを条件として、甲がその権限を有する限度で、本契約有効期間中、本ソフトウェアに関し、次の各号に定める譲渡不能の非独占的権利を無償で乙に許諾する。

- (1) 本 LSI 及び本ドライバとともに動作するプログラム (以下「乙プログラム」という。) を開発および検査するために、乙が管理・所有するコンピュータに本ソフトウェアをインストールする権利
- (2) 乙プログラムを開発および検査するために本プログラムを使用、複製及び改変する権利
- (3) オブジェクトコード形式の本プログラム (前号により改変したものを含む。) を複製し、乙プログラムとともに対象ハードウェア製品に組み込んだうえで、全世界において頒布する権利
- (4) 前 3 号の権利を行使するために合理的に必要な限度で、本資料を使用、複製し、全世界において頒布する権利

- 2. 本ソフトウェアに係る一切の知的財産権等は甲に帰属し、本条において明示的に許諾した権利を除いて、甲は、本契約に基づき本ソフトウェアに関し、乙に対し、甲の産業財産権、著作権、半導体回路配置利用権、営業秘密その他すべての知的財産権に基づく何らの実施権、使用権又は利用権をも許諾するものではない。
- 3. 乙は第三者に対し、本条で許諾された権利を譲渡、貸与若しくは占有の移転をしてはならないものとする。
- 4. 乙は、別紙 A に追加条項の指定がある場合には、当該指定に従い、別紙 A に記載の追加条項を遵守するものとする。

第 3 条 (禁止行為)

乙は、本契約で明示的に許諾されている場合を除き、本ソフトウェアに関し、次の各号に定める行為を行わない。

- (1) 本ソフトウェアに付されている甲、甲の子会社及び第三者の著作権表示その他の権利に関する表示を除去又は変更すること
- (2) 本契約で明示的に許諾されている場合を除き、本ソフトウェアを使用、複製、改変、頒布し、又は再使用許諾その他処分をすること
- (3) オープンソースソフトウェアとともに使用すること

第 4 条 (保証)

- 甲は、本ソフトウェアが乙の使用環境において動作することの保証、商品性及び特定目的との合致に関する保証並びに第三者の権利を侵害しないことの保証を含め、本ソフトウェアに関して、乙に対していかなる保証も行わないものとする。
- 2. 甲は、乙による本ソフトウェアの利用に関し、乙に対し、乙の損害に対するものを含め、いかなる責任も負わないものとする。

第 5 条 (権利の留保)

- 本契約は、本ソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を乙に移転するものではない。但し、第 2 条第 1 項第 2 号により、乙によって改変された本プログラムの改変部分についての諸権利は、乙に帰属するものとする。
- 2. 乙は、甲から引渡された本ソフトウェアに付された甲、甲の子会社及び第三者の著作権表示その他の権利に関する表示を、第 2 条の規定に基づき乙が作成する複製物にも付す。但し、かかる権利表示が物理的に不可能又は著しく困難な場合には、甲、甲の子会社及び第三者の権利保護のため、他の適切な手段をとるものとする。

第 6 条 (第三者からの請求等)

- 本契約に基づき乙に許諾された権利の行使に関連して、乙が第三者から著作権その他の知的財産権の侵害その他を理由とする請求等を受けた場合であっても、甲は、当該請求等に関しいかなる責任も負わないものとする。
- 2. 乙は、本ソフトウェアに関する権利の有効性、侵害又は侵害のおそれに関わる何らかの訴訟等の存在を知ったときは、速やかにその旨を甲に通知するものとする。

第 7 条 (秘密保持)

- 乙は、事前に甲から書面による承諾を得ることなく、本契約の履行に関連して甲から開示を受けた一切の情報を、第三者に開示し又は漏洩せず、且つ、本契約に定める目的以外のために秘密情報を使用してはならないものとする。但し、本ソフトウェアについては、秘密の表示の有無にかかわらず秘密情報とみなすものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、甲の秘密情報として取り扱わないものとする。
 - (1) 開示のとき乙が既に保有し又は既に公知であった情報
 - (2) 開示後、乙の責によらず公知となった情報
 - (3) 乙が秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
 - (4) 乙が独自に開発した情報
- 3. 第 1 項の規定にかかわらず、乙は、裁判所や行政機関の命令など法律に基づき甲の秘密情報を開示する義務のある

場合には、当該秘密情報を開示できるものとする。但し、この場合、乙は甲に直ちにその旨を書面にて通知するとともに、開示の範囲を最小限にするべく甲に協力するものとする。

第 8 条 (有効期間)

- 本契約は、第 9 条による解除、又は甲若しくは乙から本契約を終了する旨の意思表示がなされない限り有効とするものとする。

有効期間：貴社が本ソフトウェアの使用を開始された日から第 7 条により終了するまで

- 2. 期間満了、解除その他理由の如何を問わず本契約が終了した場合においても、第 3 条乃至第 7 条、本条本項、第 10 条乃至第 12 条、第 13 条第 2 項、第 14 条及び第 15 条の規定は、本契約終了後もなお有効に存続する。

第 9 条 (解除)

甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を行うことなく直ちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙による本契約の重大な違反があった場合で、当該違反に関する甲の書面による通知後 30 日以内にこれを是正しないとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、競売の申立若しくは租税滞納処分その他の公権力の処分を受け、又は破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立がなされたとき
- (3) 自ら振出し若しくは引受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
- (4) 営業の廃止又は解散の決議をしたとき
- (5) その他財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき

第 10 条 (契約終了時の措置)

本契約が終了した場合、乙は、本ソフトウェア及びの全ての複製物を一切使用、複製、改変しないものとし、且つ、本ソフトウェアの複製物を一切頒布してはならない。乙は、本契約終了後 30 日以内に、甲の選択に従い、乙が保有する本ソフトウェア及びこれらの全ての複製物を甲に返却するか、破棄したうえでその確証を甲に提出する。

第 11 条 (輸出関連法令の遵守)

- 乙は、本契約に基づき甲から開示又は提供された秘密情報、本ソフトウェアその他一切の情報およびその複製物を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管若しくは使用等の目的、軍事用途の目的又はその他の国際的な平和および安全の維持の妨げとなる使用目的を有する者に輸出、販売、譲渡、賃貸又は利用許諾したり、又そのような目的に自ら使用したり、第三者に使用させたりしないものとする。
- 2. 乙は、本契約の履行に関連して、外国為替及び外国貿易法その他の関係法令の規制に服する製品、技術若しくは役務の全部又は一部を輸出又は提供する場合、同法令に従って必要な許可を取得し、適用ある関係外国政府の規制を遵守するものとする。

第 12 条 (使用制限)

- 乙は、本ソフトウェアおよび本 LSI が人命に直接的な脅威を引き起こし、人身傷害の危険を引き起こす等、特に高い品質と信頼性を必要とするようなシステム製品その他のシステムに対応した設計、製造または検査を行っておらず、医療、燃料制御、宇宙航空、原子力施設の計画、建設、保守、運用その他の用途、海底通信伝達のための安全システム、装置等に使用するために特別に開発されたものでないことを認識する。甲は、これらに起因して生じた損害等に対して一切責任を負わないものとする。
- 2. 乙は、人口生命維持装置またはそのシステム、外科移植、医療介入、人命に直接的な脅威を与える等の目的のために、本ソフトウェアおよび本 LSI を使用しないものとする。

第 13 条(反社会的勢力(暴力団等)の排除)

- 甲は、乙が、個人であると団体であることを問わず(法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したとき、又は、乙が、同法第三十二条の二に規定する事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させたときは、何らの催告を要することなく、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2. 甲が前項の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合には、乙に損害が生じてこれを一切賠償しない。

第 14 条(輸出関連法令の遵守)

甲及び乙は、事前に書面による相手方の承諾を得ることなく、本契約に基づき生じた権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させないものとする。

第 15 条(裁判管轄)

本契約に関連して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 16 条(完全合意)

本契約は、当事者間の完全なる合意を構成し、それに関連する本契約締結前のすべての協議及び合意に取って代わるものとする。

別紙 A

TES Electronics Solutions GmbH (以下「TES」という。)製 D/AVE 2D Driver に関する追加条項

1. 乙は、D/AVE 2D Driver に、TES が保有する知的財産権が含まれていることを認識する
2. 乙は、D/AVE 2D Driver が甲から乙に提供された事実について、甲が TES に報告する義務を有することに同意する。